

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表

山形県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく特定事業主行動計画を兼ねるものとして、令和3年4月1日に「山形県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を策定し、目標の達成に向けて取り組んでまいりました。

そして、職員一人一人を大切に作る組織づくりと、持続可能性のもった質の高い職務執行ができる職場環境づくりを目的に、更に同計画を発展的に見直し、令和5年12月21日に「山形県警察における働き方改革加速化プラン」を策定し、令和6年1月1日から令和8年3月31日までの間、下記の目標達成に向けて取り組んでおります。

- 1 男性の育児休業取得率 85%以上
- 2 配偶者出産休暇（3日）及び男性職員の育児参加休暇（5日）取得日数 全日数
- 3 警察官に占める女性の割合 12%程度
- 4 年次有給休暇取得日数 17日以上

【参考】

旧取組計画における数値目標

- 1 男性の育児休業取得率 30%
- 2 配偶者出産休暇（3日）及び男性職員の育児参加休暇（5日）取得日数 全日数
- 3 警察官に占める女性の割合 12%程度
- 4 年次有給休暇取得日数 17日以上

女性活躍推進法第19条第6項に基づき、取組の実施状況を以下のとおり公表します。
あわせて女性活躍推進法第21条に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を公表します。

◎ 取組の実施状況の公表（女性活躍推進法第19条第6項）

1 男性の育児休業取得率（女性の育児休業取得率については、100%で推移）

数値目標 (旧取組計画)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
85%以上 (30%)	警察官	5.0%	12.4%	32.7%	66.3%	83.3%
	一般職員	0.0%	0.0%	80.0%	200%	100%

2 配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇の取得日数

数 値 目 標 (旧取組計画)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配偶者出産休暇 全日数(3日) (同上)	2.7日	2.97日	2.9日	2.9日	2.8日
育児参加休暇 全日数(5日) (同上)	3.9日	4.7日	4.95日	4.98日	3.7日

※四捨五入すると最大値(目標値)に達する数値については、小数第二位まで表記します。

※令和5年度における育児参加休暇の取得日数については、令和6年5月末現在の数値となります。

3 警察官に占める女性の割合(各年4月1日現在)

数 値 目 標 (旧取組計画)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
12%程度 (同上)	9.2%	9.6%	10.2%	10.7%	11.3%

4 年次有給休暇取得日数

数 値 目 標 (旧取組計画)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
17日以上 (同上)	10.8日	11.7日	11.6日	12.9日	12.6日

5 これまでの主な施策

ワークライフバランスの推進のために

- ・ 「価値観・意識の改革」として、
県下警察署長会議を始め、あらゆる機会を通じた幹部職員の意識付け
全所属長によるイクボス宣言
- ・ 「職場における仕事改革・働く時間の柔軟化」として、
時間外勤務の縮減（定時退庁日の設定及びその補完措置、捜査本部員を
含めた職員の勤務管理の徹底）
より柔軟な働き方を目的とした在宅勤務制度の導入
子育て又は介護を行う職員に対する早出遅出勤務制度の利用促進
年次有給休暇を始めとした各種休暇取得の促進
- ・ 「子育て・介護等と両立して活躍できる改革」として、
男性職員の配偶者出産休暇等の全日数取得に向けた取組
男性職員の育児休業取得促進に向けた取組
部内機関誌及びイントラネット掲示板等による周知
育児のため時間制約のある職員の当直勤務について、頻度軽減や曜日指
定等の措置を組織が支援する「チャレンジ職員制度」の継続

をそれぞれ実施しました。

女性の活躍推進のために

- ・ 「女性警察官の採用の拡大」として、
採用パンフレットに女性警察官をモデルに挙げ、採用強化のPR
- ・ 「女性の登用拡大に向けた計画的育成等」として、
部内機関誌等による女性職員の活躍推進の周知
スキルアップ、育児休業後の職場復帰支援を目的とした研修会の開催
女性職員を対象とした意見交換会の開催

をそれぞれ実施しました。

さらに、仕事と私生活の両立を図るため、「山形県警察における働き方改革加速化プラン」を策定し、令和6年1月1日より、男性職員の育児休業取得率目標を85%以上としており、大幅に目標値を引き上げています。

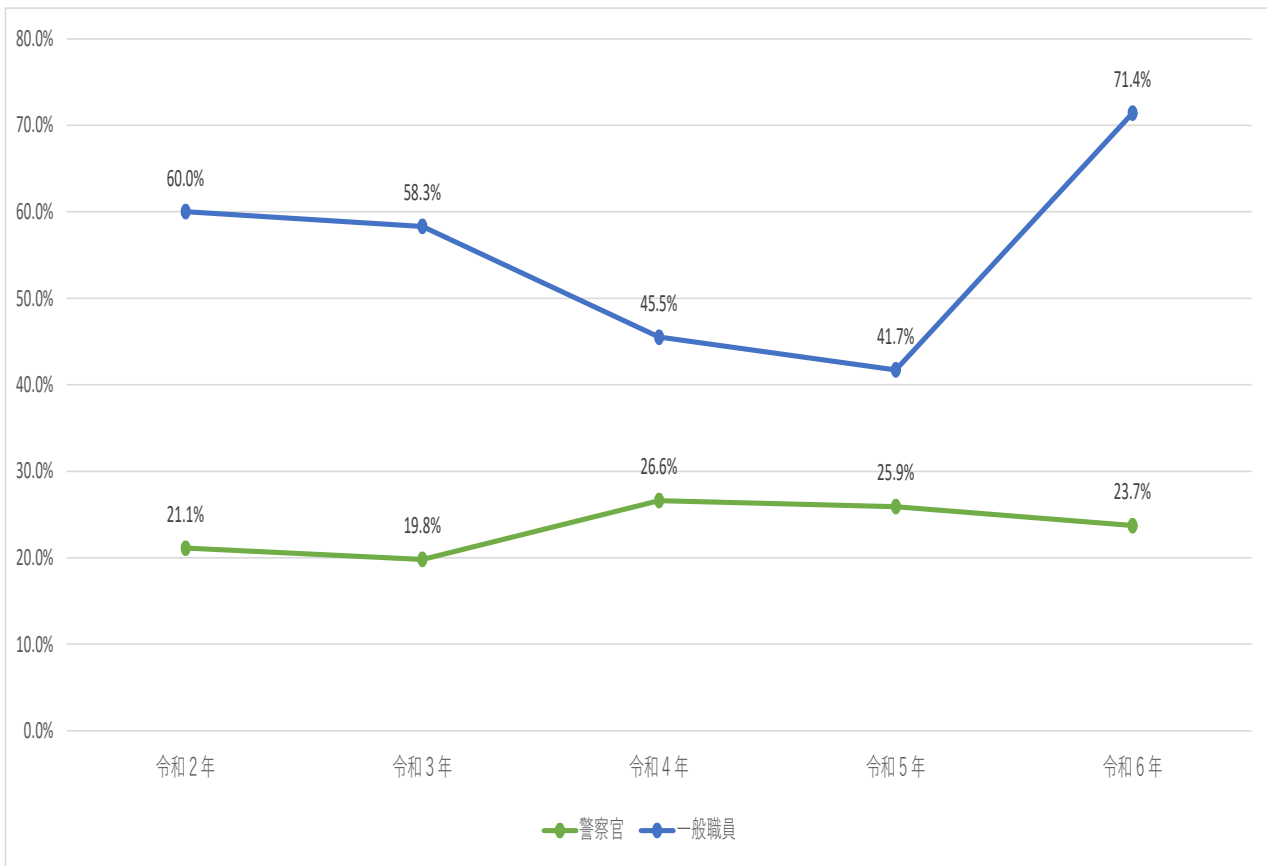
◎ 女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表（女性活躍推進法第21条）

〈 女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績 〉

○ 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
警察官	21.1%	19.8%	26.6%	25.9%	23.7%
一般職員	60.0%	58.3%	45.5%	41.7%	71.4%

※各年4月1日新規採用時のもの

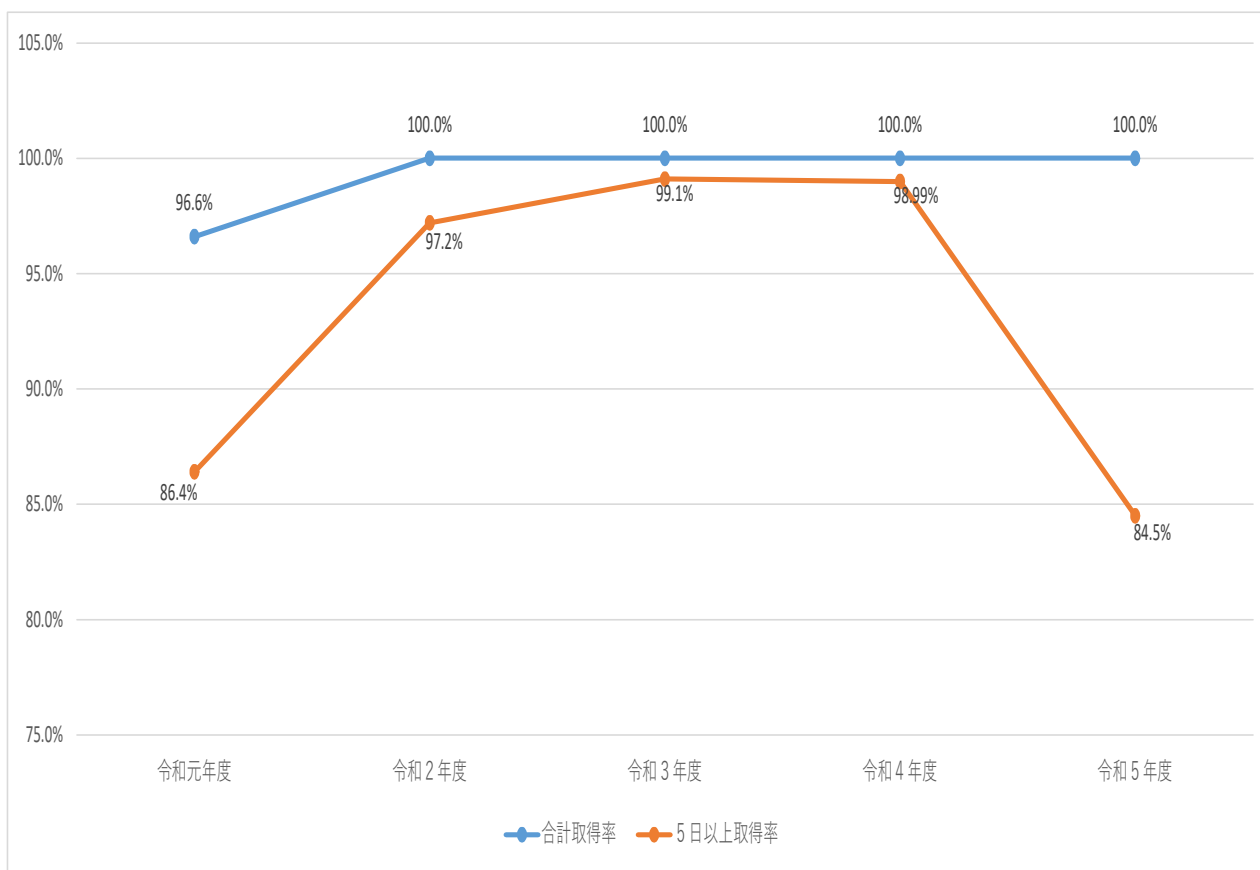


〈 職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する実績 〉

- 男性職員の配偶者出産休暇（3日）及び育児参加休暇（5日）の取得率並びに合計取得日数の分布状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計取得率	96.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5日以上取得率	86.4%	97.2%	99.1%	98.99%	84.5%

※5日以上取得率のうち、令和5年度における育児参加休暇の取得日数については、令和6年5月末現在の数値を参照しています。



令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：山形県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.0%
全職員	73.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級以上	103.2%
次長級	92.0%
課長補佐級	82.1%
係長級	78.4%
一般級	73.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.8%
31～35年	90.6%
26～30年	91.5%
21～25年	79.0%
16～20年	70.1%
11～15年	65.1%
6～10年	73.0%
1～5年	93.1%

【説明欄】

--

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。